

第 4 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 4 月 9 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 4 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 3 年 4 月 9 日		
招 集 場 所	知多市役所書庫棟会議室 1		
開 会	午後 1 時 3 0 分		
閉 会	午後 3 時 2 0 分		
出 席 者	教育長	永 井 清 司	
	委員	加 古 三津代	
		石 井 久 子	
		山 田 直 行	
		腰 嶋 正 誉	
出席した職員	教育部長兼学校教育課長	加 藤 由 裕	
	生涯学習課長	石 川 義 章	
	生涯スポーツ課長	杉 江 大 典	
	指導主事	大 西 博	
		榊 原 督	
	事務局学校教育課	濱 野 和 江	
		石 井 信乃介	
傍 聴 者	なし		
議 題	議案第 1 6 号 令和 3 年度知多市立小中学校教務主任等の任命について（協議）		
	議案第 1 7 号 令和 3 年度知多市優良児童等表彰の被表彰者について（協議）		
そ の 他	(1) 令和 3 年 3 月市議会定例会の代表・一般質問の概要について（報告） (2) 令和 2 年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書（案）について（報告） (3) 知多市学校教育情報化推進計画について（報告） (4) 知多市教育情報セキュリティポリシーについて（報告） (5) 令和 3 年度学校医等名簿について（報告） (6) 令和 3 年度学校評議員の委嘱について（報告） (7) 知多市における学校と地域の連携協働について（報告） (8) 勤労文化会館飲食施設の公募について（報告） (9) 生涯学習地域推進員の委嘱（佐布里コミュニティ）について（報告） (10) 知多市立中央図書館における督促及び弁償に関する内規の一部改正について（報告） (11) 令和 3 年度知多市スポーツ推進委員及びスポーツ委員の委嘱について（報告） (12) 令和 2 年度学校給食残菜率について（報告） (13) 知多市緊急財政改善プランについて（報告） (14) 令和 3 年 3 月準要保護者等の認定状況について（報告） (15) 教育委員会後援事業について（報告）		

1 開会

出席者 5 人

第 4 回知多市教育委員会定例会を開会する。

2 教育長職務代理人について

教育長

日程 2 の「教育長職務代理人について」、私より報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項におきまして、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められており、教育長に事故がある場合などに、事務に支障をきたすことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理人を指名することとしています。

この規定に基づきまして、令和 3 年 4 月 1 日付けで加古三津代委員を教育長職務代理人に指名いたしましたので、御報告いたします。

3 前回会議録の承認について

第 3 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。

署名委員 加古委員、山田委員、

第 4 回定例会会議録署名委員を指名した。

腰嶋委員、山田委員

4 教育長報告

別紙教育長報告により説明した。なお、概略は次のとおりである。

(1) 情報セキュリティ委員会

庁内の情報セキュリティについて、この 1 年間の内容や市の情報セキュリティポリシーの改正について検討しました。庁内では事件も事故もありませんでした。

(2) DX 推進本部員会議

国が推進する取組であり、ICT を使ってより効果的に業務等を進めるため、知多市の推進本部を立ち上げました。

(3) 共同学校事務室協議会

ほとんどが単数配置である学校事務職員について、情報交換や若手の指導などを目的に、2 か所に共同学校事務室を設置していますが、その令和 2 年度の取組について報告を行いました。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

県の厳重警戒宣言の延期に伴い、市の施設等の対応について検討しました。また、宣言解除後の対応や自治体に配布されるワクチンの接種についても検討しました。

(5) 表彰審査委員会

例年、市に貢献した方を表彰していますが、市制 50 周年に合わせ表彰者を増やして検討しました。

(6) 知多市スポーツ競技全国大会出場選手報告会 (very vary ダンススタジオ) (水泳・明樂美紀) (チアダンス・出口瑠乃)

ダンス・チアダンスの全国大会は動画配信で審査を行うということでした。水泳では、各地の会場で計測したタイムで順位を決定するということです。

(7) 表敬訪問北巽ユニオンズ (野球)

第 5 回立浪和義杯で準優勝されたということで、表敬訪問されました。

(8) 文部科学大臣賞受賞報告会 (書道・加古寅起)

中日書きぞめ展において最高位である文部科学大臣賞を受賞されたとのことでした。

(9) 南 5 区多目的グラウンドオープニングセレモニー

南5区でグラウンド整備を行い、そのオープニングセレモニーを開催しました。

- (10) 知多地方教育事務協議会
本年度の事業について確認等を行いました。
- (11) 市小中学校長会議
例年どおり各部所からの依頼事項が多くありました。
- (12) 入学式
委員のみなさんにもご参加いただきました。

5 議題

- (1) 議案第16号 令和3年度知多市立小中学校教務主任等の任命について（協議）

（説明）榊原指導主事

令和3年度知多市立小中学校教務主任等の任命について御説明いたします。この議案は、知多市立学校管理規則第13条の2第3項、第18条第1項、及び第19条の2第3項の規定により、知多市立小中学校の教務主任等を任命するものです。知多市立学校管理規則第13条の2第3項の規定により、主任養護教諭1人を、第18条第1項の規定により、教務主任5人、校務主任4人、保健主事5人、生徒指導主事2人、進路指導主事2人を、第19条の2第3項の規定により、司書教諭6人を任命するもので、発令日は、令和3年4月1日です。名簿の教務主任から司書教諭まで、氏名の左側に、新任、市内転任、市外転任の記載がある者が、今回任命するものです。なお、裏面には、参考として、令和2年度の名簿を載せてあります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

（質疑・意見）なし

（採決）全員賛成、原案承認

- (2) 議案第17号 令和3年度知多市優良児童等表彰の被表彰者について（協議）

（説明）榊原指導主事

令和3年度知多市優良児童等表彰の被表彰者について御説明いたします。この議案は、知多市優良児童等の表彰に関する内規により、児童等の表彰を行うものです。各学校から推薦された児童生徒が、知多市優良児童等の表彰に関する内規第2条に該当するかどうかを協議し、表彰者の決定をお願いします。内規第2条は、表彰は、委員会の所管に属する小学校又は中学校に通学する児童若しくは生徒で、以下、児童等とありますが、次の各号に該当する者に対し、委員会が行う。ただし、特に表彰することが適当と認められる者にあつてはこの限りではない。第1号は、学習態度及び学習成績が優秀であり、かつ、特別活動、課外活動等に積極的に参加し、他の児童等の模範となると認められる者。第2号は、心身ともに健やかで、児童等にふさわしい情操を持ち、他の児童等から信望がある者、です。なお、一人ひとりの児童生徒に対しては、当該校長から優良児童等推薦調書が提出されています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

（質疑・意見）

加古委員

表彰者は何年生でしょうか。また内規第2条「次の各号に該当する者に対し」とありますが、表彰者は第1号第2号の両方に該当しているということでしょうか。

榊原指導主事

小学校はすべて6年生の児童、中学校はすべて3年生の生徒です。第1号、第2号のどちらかに該当する場合に表彰を行います。今回はすべて第1号に該当しています。

（採決）全員賛成、原案承認

6 その他

- (1) 令和3年3月市議会定例会の代表・一般質問の概要について（報告）

（説明）加藤教育部長兼学校教育課長

資料により、概要を報告した。

(質疑・意見)

加古委員

５ページ(3)教員の確保について、教育長の答弁で講師探しに鋭意努力しているとありますが、現在の状況はどうでしょうか。

大西指導主事

中学校において１校、正規の教員が欠員状態です。

(2) 令和２年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書(案)について(報告)

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

令和２年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書(案)について御報告いたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条に基づき作成するものです。

はじめに、「令和２年度教育委員会活動の点検及び評価のスケジュールについて」をご覧ください。今後の予定といたしましては、今回と次回５月の教育委員会定例会でのご意見を反映、修正したものを、５月下旬に外部評価委員会議を開催し、意見を求めてまいります。なお、評価委員の方は、昨年に引き続きまして吉川佳代さんと、片山義文さんをお願いする予定にしておりますので、よろしく申し上げます。その後、皆様や評価委員の方の意見を反映させるとともに、さらに加筆、修正などを行い、８月の教育委員会定例会まで継続協議とさせていただきます。その間、７月下旬に、再度、外部評価委員会議を開催し、意見を取りまとめ、８月の教育委員定例会において、評価委員からの意見を報告するとともに、報告書の最終決定をしていただきたいと考えております。そして、９月市議会定例会にて、「令和２年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書」を市議会に提出・報告してまいります。その後、市ホームページにて市民への公表という、スケジュールで進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

次に、別添の「令和２年度知多市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書(案)」をご覧ください。本日は、その素案をお示しさせていただきました。先ほど御説明いたしましたスケジュールに基づき、これから８月までに内容について検討を重ね、精査していくことになるわけですが、本日は報告書(案)の概要につきまして御説明させていただきます。構成を御説明いたしますと、１ページでは、１で点検及び評価の概要、２の点検及び評価の対象及び方法では、PDCAサイクルについて、２から４ページでは、昨年度の教育委員会の活動状況について記載し、５ページからは「令和２年度知多市のめざす教育」を載せております。

１３ページをお願いします。

ここからが、点検及び評価の本文となっております。内容的には、「令和２年度知多市のめざす教育」の「基本目標」、「基本戦略と主要施策」ごとに、それに対応した形で、「主な取組状況」、「成果と課題」、「今後の方針」を記載しております。一例を挙げて御説明いたしますと、１３ページの、基本目標１の「次代の担い手を育む教育環境づくり」の１教育力(1)学校教育の充実という取組の柱のうち、枠で囲んだ主な概要である①と②は関連が深いということで、併せて記載しております。その主な概要ごとに、「主な取組状況」、「成果と課題」、「今後の方針」を記載しております。例えば、主な取組状況では、「学校ごとに特色のあるテーマでの現職教育」、１４ページに記載されていますが、「ミドルリーダー研修会」などについて記載しております。次に、成果と課題ですが、成果は○、課題は△で記しています。成果として、小学校で「特別の教科 道徳」について授業研究を重ねることで教員の授業力を向上させることができたことや、ICT機器の利用が「主体的・対話的で深い学び」を推進する一助となったことを記載しております。一方、課題として、次期学習指導要領の全面実施に向け、さらなる教員の授業力向上に努めること、ICTの使用方法などについて、研修・研究をさらに進める必要があること、教科等指導員の活用が進むにつれ、指導員

自身の負担が増大していることなどを課題として記載しております。最後に、今後の方針として、積極的に教員の資質向上に努めること、市教育研究会のコンピュータ部会などと連携し、ICT環境の充実を図りデジタル教科書等を活用した授業力の育成に努めることや、教科等指導員制度について負担とのバランスを図りながら制度の適切な運用に努める、としています。以下同様に記載してありますが、現在、素案の段階です。このため、令和2年度の数値の集計が現時点できていなかったり、今後、事務局の方で内容を修正・追加記載したりすることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。詳細説明につきましては、内容が多岐にわたるため本日は、省略させていただきます。この素案に対してお気づきの点は、ここでご質問やご意見を頂いても結構ですが、4月19日(月)までに事務局にご連絡いただきたいと思います。

以上でございます。

(質疑・意見) なし

(3) 知多市学校教育情報化推進計画について(報告)

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

知多市学校教育情報化推進計画について御報告します。

1 ページをお願いします。

第1章 計画策定の基本的な考え方、1 基本的な方針ですが、新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が明記されました。さらに、高速大容量のネットワーク環境の整備と、児童生徒一人ひとりが情報端末を持ち、活用できる環境の実現を目指す、国の「GIGAスクール構想の実現」が打ち出され、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策の休校等により、その加速化が図られました。こうした状況下において、本市における教育ICT環境の整備を進め、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進し、次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的として本計画を策定しています。

2 ページをお願いします。

2 計画の位置付けですが、この計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条の規定に基づき、第6次知多市総合計画と整合を図り、知多市教育大綱に定める基本方針を踏まえ策定したもので、基本的な考え方と進めるべき方向性を示す計画です。

3 ページをお願いします。

3 計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。第2章 計画の具体的な取り組み1 基盤整備ですが、令和2年度に、小中学校に1人1台タブレット端末を整備するとともに、各普通教室分の指導者用端末と電子黒板、緊急時対応として通信環境のない家庭に貸し出すためのモバイルルーターを整備し、小学4年生以上の児童生徒1人に1つずつGoogle社の提供するクラウドアカウントを配付しました。また、教育現場の急激なICT化に対応するため、令和3年1月からGIGAスクールサポーターを配置するなど、ICT活用に向けた体制の整備を進めています。

6 ページをお願いします。

2 基本目標は、『ひとを育み 未来につなぐ知多の教育』の実現に向けて、『確かな学力と、豊かな人間性・社会性を身に付けた、多様性を認め合い、よりよい社会や人生を切り拓く力のある子ども』を育成するため、教育活動におけるICTの効果的な活用を図るための取組を恒常的に推進し、教育の質を向上させる。」とし、3基本方針として(1)から(4)まで4つの方針を掲げ、目標毎に令和2年度を基準とした目標指標を、令和3年度までの短期目標、令和5年度までの中期目標、令和7年度までの長期目標として設定しました。(1)児童生徒の情報活用能力の育成では、情報を適切に活用しながら主体的・積極的に発信し、①情報活用能力の実践力、②情報の科学的な理解、③情報社会に参画する態度、の3観点をバランスよく育成する中で、様々な人と交流でき、情報モラルに配慮できる人材を育成します。

(2) ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現では、教員のICT活用指導力

を向上させ、①教員の研修の充実、②日常的に気軽に安全に使えるICT環境とサポート体制の整備、③教育用コンテンツの整備に重点的に取り組みます。(3)児童生徒の「学びの保障」では、緊急時においても、オンライン学習等、家庭学習を推進できるようにするための体制を整えます。(4)校務の情報化の推進では、教員の校務負担を軽減するため、センターサーバー型の校務支援システムに切り替え、学習系データと連携しながらさらに効果的な活用を進めます。

10ページをお願いします。

4事業推進のスケジュールでは、4つの基本方針毎に、令和3年度から令和7年度までのスケジュールを示しています。令和3年度には、学習者用デジタル教科書の国の実証事業がスタートし、本市においても一部の小中学校においてこれに参加するため、端末の持ち帰りも含め、段階的に事業を進めてまいります。

11ページをお願いします。

5計画推進に向け、市校長会をはじめとした各組織や教育委員会の担当で組織する知多市学校教育情報化推進委員会を立ち上げ、計画が円滑かつ着実な推進のため、本計画で掲げた基本目標、基本方針等を共有し、各種事業を協働しながら進めてまいります。

以上で説明を終わります。

(質疑・意見)

山田委員

9ページの「基本指針3の目標指針」の令和2年度欄に「貸出用モバイルルーター」とありますが、これは各家庭でWi-Fiを使うということですか。

加藤教育部長兼学校教育課長

事前に調査をしており、Wi-Fi環境の整っていない家庭には市の用意するモバイルルーターを貸出していきます。Wi-Fi環境の整っている家庭では、タブレット端末は貸出しますので、家庭のWi-Fi環境を使っていただく形になります。

加古委員

この計画はいつ策定されたものでしょうか。また、短期目標が令和3年度となっていますが、現時点ですでにかなり進捗しているのでしょうか。

榊原指導主事

この計画は令和2年度末に完成したものです。項目により進捗度合は異なりますが、今年度1年をかけて、年度末までに達成する目標になります。

加古委員

いろいろな目標が具体的に掲げられていますので、着実に進むようお願いします。

(4) 知多市教育情報セキュリティポリシーについて (報告)

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

はじめに、情報セキュリティポリシーについて説明します。情報セキュリティポリシーは、組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもので、どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方と、情報セキュリティを確保するための体制、組織および運用を規定するものです。本冊の目次をお願いいたします。本ポリシーの構成で、第1から第11までとなっています。

1ページをお願いします。第1の対象範囲で、行政機関、情報資産の範囲を規定しています。

3ページをお願いします。第2の組織体制で、各者が担当する役割や教育情報セキュリティ委員会が設置できることなどを記載しています。

7ページには、組織図を体系的に示しています。

8ページには、第3として情報資産の分類と管理方法で、情報資産を機密性、完全性、可用性に分類し、その管理方法を規定しています。

12ページ、第4として、物理的セキュリティについて、
16ページ、第5として、人的セキュリティについて、
22ページ、第6として、技術的セキュリティについて、
35ページ、第7として、運用について、
38ページ、第8として、外部委託について、
39ページ、第9として、クラウドサービスの利用について、
46ページ、第10として、事業者に対して確認すべきプライバシー保護に関する事項について、
48ページ、第11として、評価・見直しについて、それぞれ記載をしていますのでよろしく願いいたします。

(質疑・意見) なし

(5) 令和3年度学校医等名簿について(報告)

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

令和3年度学校医等名簿について御報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。3年4月現在の学校医等の名簿です。◎や○印が各校の主任の校医となります。昨年度から変更はありません。

以上でございます。

(質疑・意見) なし

(6) 令和3年度学校評議員について(報告)

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

令和3年度学校評議員について、御報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。各学校の学校評議員が名簿のとおり決まりましたので、御報告いたします。なお、任期は1年で、再任については連続3期を限度とするという定めになっております。

以上でございます。

(質疑・意見)

加古委員

女性の評議員のいない学校がありますので、ぜひ女性の評議員を委嘱してください。

(7) 知多市における学校と地域の連携協働について(報告)

(説明) 石川生涯学習課長

知多市における学校と地域の連携協働について、説明いたします。お手元の資料をご覧ください。1目的ですが、本市では、未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域と学校が円滑に連携・協働ができるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な導入を検討しております。中央の図をご覧ください。現行制度では、学校評議員制度、生涯学習地域推進員制度、放課後子ども総合プランの3つの制度がありますが、各制度間で連携が取れていないのが現状です。そこで、学校評議員制度をコミュニティ・スクール、生涯学習地域推進員制度を地域学校協働本部に移行することにより、連携が容易になると考えております。2新制度の整備に向けて(1)概要です。資料1「知多市における学校と地域の連携協働に関する概略図」をご覧ください。

知多市における学校と地域の連携協働は、図の下部にありますとおり、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部を整備し、放課後子ども総合プランと共に運用します。コミュニティ・スクールについては、地域学校協働活動推進員始め地域の代表やPTA会長など10名程度での構成を予定しています。地域学校協働本部は、地域学校協働活動推進員を中心に、幅広い地域住民等の参画により学校と地域が連携するネットワークを構築していきます。地域学校協働活動推進員は、教育委員会から委嘱する者であり、各地区に1名必置します

が、活動するにあたり補助する者が必要な場合に地域コーディネーターを配置します。放課後子ども総合プランは、現在実施している事業を継続していきます。また、図の右上「統括コーディネーター（生涯学習指導員）の配置」については、歴史民俗博物館の生涯学習指導員澤田広彰指導員が令和3年度より統括コーディネーターを兼務します。資料「知多市における学校と地域の連携協働について」に戻っていただきまして、裏面の(2)スケジュールをご覧ください。コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の整備は、令和4年度にモデル校として南粕谷小学校で導入及び運用を開始し、令和12年度までに市内全小中学校15校での導入及び運用を行っていきます。なお、今後導入を進めるにあたり、コミュニティ・スクールは学校教育課、地域学校協働本部は生涯学習課、放課後子ども総合プランは子ども若者支援課がそれぞれ担当し、3課が協働して行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見) なし

(8) 勤労文化会館飲食施設の公募について（報告）

(説明) 石川生涯学習課長

勤労文化会館飲食施設の公募について、説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

1 目的は、シェフじろきんが勤労文化会館から令和2年12月末で撤退したため、新たにカフェまたはレストランを公募することにより、施設利用者等の利便性の確保とサービスの向上を図るものです。2 概要につきまして、(1)公募期間は、令和3年5月26日(水)から6月8日(火)午後5時までです。(2)営業開始時期は、令和3年10月1日(金)までの間に協議のうえ決定いたします。(3)営業期間は、行政財産使用許可予定日から5年以内とします。

裏面をお願いします。

5 選考方法につきましては、提出された提案書に基づき、選定委員会による書類審査及び面接審査を行い、総合的に判断して候補者を選定いたします。6 スケジュールとしまして、4月5日(月)から生涯学習課での募集要項の配布、市ホームページ及びSNSへの掲載を開始し、4月28日(水)午後2時から現地説明会を開催します。その後、6月16日(水)に選定委員会を行い、結果公表を6月30日(水)に市ホームページで行う予定です。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見) なし

(9) 生涯学習地域推進員の委嘱（佐布里コミュニティ）について（報告）

(説明) 石川生涯学習課長

生涯学習地域推進員の委嘱について、説明いたします。お手元の資料をご覧ください。生涯学習地域推進員につきましては、令和2年度に各地域コミュニティから推薦のあった10名の方に委嘱し、学校支援ボランティア活動のサポートなど、地域の生涯学習の推進に取り組んでいただいておりますが、令和3年3月14日付けで佐布里コミュニティより推薦のあった生涯学習地域推進員の辞任報告に伴い、新たな推進員として新海幸弥推進員に委嘱するものです。任期は、知多市生涯学習地域推進員の設置等に関する要綱第4条の規定に基づき、前任者の残任期間となるため、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。なお、その他の委員は、変更等はありませんので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

(質疑・意見) なし

(10) 知多市立中央図書館における督促及び弁償に関する内規の改正について（報告）

(説明) 石川生涯学習課長

知多市立中央図書館における督促及び弁償に関する内規の改正について、説明いたします。改正の理由・経緯としましては、利用者が図書館資料を紛失、汚損及び破損した場合の現金弁償するにあたり、現金弁償の金額について、従来は、運用マニュアルにより対応していましたが、内規として明文化するためでございます。資料として、「内規の概要」と「改正後の内規」を配付させていただきました。施行期日は、令和3年4月1日ですので、よろしく申し上げます。

説明は、以上でございます

(質疑・意見) なし

(11) 令和3年度知多市スポーツ推進委員及びスポーツ委員の委嘱について (報告)

(説明) 杉江生涯スポーツ課長

スポーツ推進委員及びスポーツ委員の委嘱について、令和3年度・4年度のスポーツ推進委員26人及び裏面のスポーツ委員86人です。新規の方は欄外にアスタリスクを付けています。

以上です。よろしくお願いたします。

(質疑・意見) なし

(12) 令和2年度学校給食残菜率について (報告)

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

令和2年度学校給食残菜率について御報告いたします。お手元の資料をご覧ください。2年度の学校給食は、6月1日から3月22日まで181回実施し、1,254,210食を提供いたしました。この一覧表は、学校ごと、月別に、残菜率を記載したもので、横に各学校別、縦に月別で残菜率を表しています。なお、表の上段は「おかず」全体を、下段は「食缶分のみ」の状況です。また、表の下に各学校の年間平均の状況を表の右には、全体平均の月ごとの状況を、それぞれグラフで表してあります。右の全体平均のグラフを見ていただきますとお判りいただけると思いますが、例年同様に夏場になりますと残菜が増える状況にあります。また、下のグラフにありますように、学校によって残菜率に差があります。今後も、残菜率の状況を各学校へ毎月周知するとともに、給食主任会議や栄養教諭等の食育の指導で学校訪問をして食の大切さを伝え、残菜が減るよう指導してまいります。

以上でございます。

(質疑・意見) なし

腰嶋委員

岡田小学校は多く、進学先の知多中学校では少なくなるのはなぜでしょうか。

教育長

知多中学校では、給食主任と担任が特に熱心に残菜を減らすことに取り組んでいます。また、不登校の子が多いと残菜率は高くなります。

(13) 知多市緊急財政改善プランについて (報告)

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

1ページをお願いします。

知多市緊急財政改善プランについて御報告いたします。第1本市の財政状況と課題の1総括といたしまして、本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税の大幅な減収や、社会保障関係経費の増加が見込まれ、令和3年度以降の先行きが見通せない危機的な状況にあります。2歳入の状況と課題についてですが、表1として、歳入の推移を記載し、市税は、令和3年度に大きく減少することを見込む一方、繰入金は、この財源不足に対応するための財政調整基金の繰入れを見込んでいます。

2ページをお願いします。

表2知多5市の市税の推移で示しますように、市民1人当たりの市税収入額は、知多5市

で最も少なく、県内市平均を下回る水準であり、新たな財源確保策の検討が必要です。

3ページをお願いします。

3歳出の状況と課題では、表3として歳出の性質別の推移を示し、性質別に課題を分析いたしました。中でも人件費の歳出に占める割合は、表4県内市比較のとおり、名古屋市を除く37市中、2番目に高い状況にあり、

4ページをお願いします。

表5知多5市の職員数で示しますように、人口1万人当たりの職員数も5市の中で最も多く、この要因としては、市が直接運営を行う施設や機関が多いことにあると考えられ、施設の統合・廃止や民営化・委託化等を推進し、人件費の抑制を図る必要があります。また、扶助費も、生活保護費の増加が見込まれるなど、増加しつつあり、市独自で支給している扶助費の見直しが必要です。普通建設事業費は、継続中の事業や将来の発展につながる先行投資的事業、安全確保のための改修事業など、事業を厳選して取り組む必要があります。

5ページをお願いします。

經常収支比率は、図3の推移、表6の県内市比較のとおり、令和元年度には93.5%に達し、県内37市中、3番目に高い状況にあります。

6ページをお願いします。

4市債残高の状況と課題としまして、表7市債残高の推移のとおり、市債残高は、増加傾向にあり、市債発行の適正化を図る必要があります。5基金残高の状況と課題としまして、財政調整基金の残高は、約20億円前後で推移し、標準財政規模の10%を確保してきましたが、令和3年度に約16億円の財政調整基金を取り崩すことを想定しています。

7ページをお願いします。

表8基金残高の推移及び図4財政調整基金残高の推移を記載いたしました。財政調整基金の令和3年度末残高は、約8億円となり、景気回復に時間がかかれば、令和5年度には枯渇する見込みであることから、財政調整基金に依存しない財務体質への改善が必要です。

8ページをお願いします。

こうした財政状況の現状と課題から、第2緊急財政改善プランの基本的な考え方をまとめました。1の緊急財政改善プランの必要性は、新型コロナウイルス感染症による先行き不透明な状況を打開し、市民生活に不可欠なサービスの提供を持続可能にするため、改善プランを策定し、着実に推進する必要があります。2の計画期間は、令和3年度から5年度までの3か年とし、3の改善プランの目標は、持続可能な行財政運営の確立に向け、財源確保と財務体質の改善を図るため、新型コロナウイルス感染症による市税の減収等の影響に対し、改善プランにより3年間で15億円の効果額を確保することを掲げました。

9ページをお願いします。

4の改善プランの取組方針としまして、(1)歳入確保、歳出削減の両面から取り組むこと(2)短期と長期の効果のある取組を実施すること(3)事業の廃止も含めて抜本的に取り組むこと(4)類似団体等と比較して適正化に取り組むこと(5)適時適切に内容の検討、更新を図りながら取り組むこと、の5つの方針を掲げました。5の取組事項の柱は、これまでの行財政改革の取組も踏まえ、(1)歳入では、ア市有財産の有効活用、イ受益者負担の適正化など3つの柱を、(2)歳出では、アの新規事業及び拡大事業の抑制から、

10ページをお願いします。

クの市組織体制の見直し及び人件費の抑制まで、8つの柱を掲げ、取り組んでまいります。

11ページをお願いします。

6の改善プランの進行管理と公表についてですが、(1)進行管理の方法としまして、今後の実施計画の策定や予算編成などにおいて取組事項を点検するとともに、社会経済情勢等の変化に適切に対応し見直しを図ります。また、(2)公表についてですが、各年度の取組事項は、実施内容、効果等を取りまとめ、広報やホームページで公表することとしています。このプランにつきましては、12月18日から1月22日までパブリックコメントを行い、5人から12件のご意見を頂きました。パブリックコメントでの意見によるプランの修正は、ありません。

続きまして、資料2知多市緊急財政改善プランの主な個別取組事項をご覧ください。こちらは、プランに基づき、検討及び実施を進めていく具体的な取組事項を一覧にまとめたものです。記載内容は、プランで掲げた取組事項の柱の内容、柱ごとの取組効果額の3年間の見込額、表は、左から、「No」「個別取組事項」「関係課」「取組内容」「年度別取組状況」を記載しております。個別取組事項の効果額は、その内容に応じて、不動産鑑定評価額や、過去の実績、参考事例などから算定しています。なお、プランにおいて令和3年度に見込む取組事項につきましては、当初予算で見込む効果額とプランにおける効果額を一覧に整理し、令和3年度予算の添付資料となっています。個別取組事項としまして、(1)歳入では、ア市有財産の有効活用の取組効果額は、6億2,550万円で、主なものは、No1市有財産の売却(旧看護師住宅)など、

2ページをお願いします、

イ受益者負担の適正化の取組効果額は、2億6,250万円で、No6水道料金の改定など、3ページをお願いします、

ウその他の歳入確保策の取組効果額は、1億5,610万円で、No13ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)の拡充などにより、収入確保に取り組むこととしています。次に、(2)歳出に関する取組のア新規事業及び拡大事業の抑制についてですが、将来の事業費抑制の特性上、現状に対する取組効果額は、計上されず、「バー」で表し、

4ページをお願いします、

イ公債費の抑制の取組効果額も同様に計上されておりません。ウ公共施設等総合管理計画等の推進の取組効果額は、1億5,930万円で、No20老人福祉施設の統廃合(八幡、東部、岡田福祉会館)などを計画的に進めることとされております。

5ページをお願いします。

エ民営化・委託化の推進の取組効果額は、長期的な人件費抑制を見据えた取組で、計画期間における具体的な取組効果額は、計上されず、No25東部幼稚園の民営化などを計画的に進めることとされております。

6ページをお願いします。

オ扶助費の支給基準等の見直しの取組効果額は、1億990万円で、No31福祉手当の見直しなど、カ補助金等の見直しの取組効果額は、2,810万円で、No35私立幼稚園教育振興事業補助金の廃止などの見直しを進めることとされております。

7ページをお願いします。

キ事務事業の見直しの取組効果額は、3億8,890万円で、No39広告付きAEDの導入から

9ページをお願いします、

No61先進地視察研修の見直しまで、

10ページをお願いします。

ク市組織体制の見直し及び人件費の抑制の取組効果額は、4億4,390万円で、No62組織体制の見直し、No63期末勤勉手当の減額など、職員人件費の抑制に取り組むこととされています。以上の取組効果額の合計額は、歳入・歳出を合わせて21億7,420万円で、これはプランに掲げる目標「3年間で15億円の効果額を確保」を満たしておりますが、市有財産の売却など、計画どおりの効果額を確保できない場合も考えられるというものです。プランの進行管理では、実施計画の策定や予算編成など、庁内マネジメントシステムの中で実施状況を点検し、様々な変化に対応して、適宜、取組事項の見直しを図ります。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

(質疑・意見)

腰嶋委員

知多市緊急財政改革プランの主な個別取組事項(1)歳入のア私有財産の有効活用、個別取組事項No3私有財産の売却(寺本台、梅が丘グラウンド)ですが、売却について、市として発信の方法はあるのでしょうか。広く一般に向け、売り出すことを広告するのでしょうか。

加藤教育部長兼学校教育課長

売却に向けて検討、とあるとおり、今後詳細な分析・検討を行い、一般に向けての売却も視野に含めて進めていきたいと考えています。

杉江生涯スポーツ課長

売却に向けて進めていけるよう、スポーツ協会、スポーツ推進員、利用団体等への説明を行った上で、公募・入札を行うという流れをイメージしています。

(14) 令和3年3月準要保護者等の認定状況について（報告）

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

令和3年3月準要保護者等の認定状況について、御報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

準要保護につきましては、前回から今回まで、認定者数は、小学校で2件、中学校はありませんでした。取消は小学校、中学校共にありませんでした。現在の認定者数は、小学校358人、中学校201人、合計559人、でございます。次の「認定児童・生徒の理由別内訳」でございますが、「生活福祉資金の貸付を受けているもの」の理由で認定が1人、「保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められるもの」の理由で認定が1人でございます。要保護につきましては、認定、取消ともに該当がありませんでした。現在の認定者数は、合計28人でございます。特別支援教育Ⅱ段階、特別支援教育Ⅲ段階につきましては、前回から今回まで決定も取消もなく決定者数に変更はございませんでした。

裏面をお願いします。

就学援助認定者数の前年度との比較表でございます。一番右の欄、3月末で、小中学校合わせて、要保護は、前年度より1人減の28人、次の準要保護は11人増の559人です。

説明は以上です。

(質疑・意見) なし

(15) 教育委員会後援事業について（報告）

(説明) 加藤教育部長兼学校教育課長

教育委員会後援事業について、御報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。先月の定例会から今回までに、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条ただし書き規定に基づき、教育長専決により、項番1の「第21回立川展 テーマ『立川流～立川家・間瀬家の美術～』」から、裏面の項番8「ありがとうを贈ろう。」キャンペーンまでの事業につきまして後援を承諾しましたので、御報告いたします。

以上でございます。

(質疑・意見) なし

7 自由討議

(1) 小学校の卒業式について

加古委員

旭東小学校に行ってきました。落ち着いたいい卒業式でした。特徴的なのは女子児童の3分の2は着物姿であったことです。また将来の自分についての発表では、男子20人のうち9人がゲームクリエイター、ゲーマー、インターネット関連といった職業に就きたいと話しており、2年前サッカー選手が多かったことと比較して時代の移り変わりを感じました。

石井委員

つつじが丘小学校に行ってきました。外にいる保護者の方もみえましたが、時間短縮の工夫をしており、短時間での実施を意識した卒業式だと感じました。

式に出席できない児童がいましたが、式の終了後、校長室で特別に卒業式を行っており、配慮がなされていてよかったと感じました。

山田委員

新知小学校に行ってきました。従来の卒業式と比較し、来賓関係がないだけで、少し意外でした。もう少し簡略化した卒業式でもよいのではないかと思いましたが、式は大変立派でした。

腰嶋委員

八幡小学校に行ってきました。式は順調に厳かに進み、校長先生が退職されることもあって、感慨深い卒業式でした。

(2) 小学校の入学式について

加古委員

旭北小学校と八幡中学校に行ってきました。会場内だけでなく学校の入り口から綺麗に飾られており、新入生を迎える環境が整っていると感じました。児童会長は歓迎の言葉を原稿なしで伝えていて、子どもたちにとって聞きごたえがあったと思います。

中学校では、全体で600人近くになることから、校歌・国歌は静聴でした。また、若い先生が非常に多いことが印象に残りました。

石井委員

佐布里小学校と中部中学校に行ってきました。卒業式と比べても、少しずつ日常が戻ってきていると感じました。小さい声ですが歌も歌っていました。校長先生によると80%の声で、と指導しているそうです。保護者が1人しか入場できず、写真を撮りたいためか、例年と比べ保護者の拍手が少ないと感じました。中学校では帰りにパンジーの鉢植えをプレゼントしており、心温まるもてなしだなと感じました。

山田委員

旭南小学校と知多中学校に行ってきました。両方とも簡易的な入学式でしたが、校長先生の話を始めとして、印象に残るよい入学式でした。入り口付近で車が出にくい状況が発生していたり、2人以上で来校される保護者がいたり、学校からの依頼が徹底されない様子もみられ、保護者の協力が必要だと思いました。

腰嶋委員

新田小学校と東部中学校に行ってきました。入学式では国歌も校歌も音声を流して聴くだけという対応をとられていました。会場外から覗いている保護者の方が見受けられました。中学校では新3年生の生徒会長が入学生に対して、上手に話していました。

教育長

旭南中学校では、在校生は教室でオンライン視聴でした。新入生は校歌がまだ歌えないため、校歌は歌いませんでした。始業式もオンラインで実施したということでした。

(3) 5月の行事等予定表について

加藤教育部長兼学校教育課長

5月の行事等予定表の事項を説明した。

7 閉会

第4回知多市教育委員会定例会を閉会する。

次回は、5月14日（金）午前9時30分から第5回定例会を予定する。

知多市教育委員会会議規則（昭和45年教委規則第2号）第14条の規定により、ここに

署名押印する。

令和3年4月9日

(教育長) _____

(委員) _____

(委員) _____

(教育部長) _____